

兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針
(改定版)

平成28年3月

兵庫県

目 次

1	人権をめぐる国内外の動き	1
(1)	国際社会の取り組み	1
(2)	日本の取り組み	1
(3)	本県の取り組み	2
2	人権尊重の理念	2
3	指針の基本的考え方	3
(1)	指針の基本理念	3
(2)	指針の性格	4
4	あらゆる場における教育及び啓発	4
(1)	家庭	4
(2)	学校等	5
(3)	地域	6
(4)	職場（企業等の事業所）	6
(5)	広域的な教育及び啓発活動	7
5	県職員等への啓発	7
(1)	全庁的な職員研修の充実	7
(2)	特定職業従事者に対する研修の充実	8
6	身近な人権課題	9
(1)	女性	9
(2)	子ども	10
(3)	高齢者	11
(4)	障害者	12
(5)	同和問題	12
(6)	外国人	13
(7)	難病患者、H I V感染者等	14
(8)	犯罪被害者等	15
(9)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	15
(10)	インターネットによる人権侵害	16
(11)	様々な人権課題	16
7	指針の総合的・効果的な推進	16
(1)	「兵庫県人権施策推進会議」による施策の総合的な推進	17
(2)	「兵庫県人権擁護推進懇話会」での意見聴取など施策への反映	17
(3)	（公財）兵庫県人権啓発協会の機能の充実	17
(4)	人権関係機関のネットワークの構築	17
(5)	県民意見等の反映	17
(6)	県民のボランティア活動の促進	17

1 人権をめぐる国内外の動き

(1) 国際社会の取り組み

20世紀における2度の世界大戦を経て、第2次世界大戦後、国連を中心として様々な人権関係の条約や宣言が決議・採択され、今日では、人権の尊重が世界共通の理念となっています。

昭和23年(1948年)12月、すべての国と人民の共通基準として世界人権宣言が採択されてから、国連等が中心となって多くの人権関係条約が採択されました。日本が当事者となり国内で効力を持っているものとしては、国際人権規約(昭和41年(1966年))、人種差別撤廃条約(昭和40年(1965年))、女子差別撤廃条約(昭和54年(1979年))、児童の権利に関する条約(平成元年(1989年))、障害者の権利に関する条約(平成18年(2006年))等が挙げられます。

さらに、平成6年(1994年)の国連総会においては、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、平成17年(2005年)からは「人権教育のための世界計画」として行動計画が定められ、人権という普遍的な文化を構築するための取り組みが続けられています。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われています。戦争や環境破壊・汚染を繰り返してきた20世紀の経験を踏まえ、これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。

(2) 日本の取り組み

日本は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権関係の多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わるとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進を図ってきました。

関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成9年(1997年)7月には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、日本において人権という普遍的な文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供の実施や、重要な人権課題に対する積極的な取り組みが行われてきました。

また、平成8年(1996年)には、人権擁護施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が制定され、翌年、同法に基づき人権教育・啓発及び人権救済に関する施策について審議する人権擁護推進審議会が設置されたのに続いて、平成12年12月には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律に基づき、国は「人権教育のための国連10年」国内行動計画などを踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14年3月に閣議決定(平成23年4月一部

変更)し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する一方、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待防止等の、女性、障害者に対する雇用の平等や差別の解消といった、個別の人権課題に関する法整備を行うなど、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを進めています。

(3) 本県の取り組み

本県においては、兵庫2001年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」を目指す様々な施策を展開し、人権の尊重される社会づくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取り組みを進めているところです。

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の各人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴う人権問題の複雑・多様化に対応し、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、男女共同参画センターや女性家庭センター、こども家庭センター等の県の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、それら施策をより効果的なものとするため、平成10年から「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努めています。

学校教育や社会教育においては、平成10年に、県教育委員会において「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現をめざす教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに、平成16年からは、県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化をすすめる県民運動」として展開しています。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内外の動向や、人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえながら、すべての県民の「共生の心」を培うことにより、不当な差別がないことを実感できる、人権の尊重される社会づくりを目指して、これまで以上の積極的な取り組みを進めていきます。

2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的な人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

3 指針の基本的考え方

(1) 指針の基本理念

国際化、情報化、少子・高齢化などが進展する成熟社会においては、人々の価値観や生き方の多様化に伴い様々な権利が交錯し衝突する機会が多くなっています。このような社会では、同質性を優先させる考え方よりもむしろ、異質性を認め合い、共存していく考え方が重要になってきます。

「21世紀兵庫長期ビジョン」においても、兵庫の目指す社会像の一つとして「創造的市民社会」が提示されています。具体的には、人と人のつながりで自立と安心を育む社会の実現のため、「共生の心」を培う人権意識の高揚を図る「人権文化をすすめる県民運動」を推進すること。さらに、兵庫らしい健康で充実した生涯が送れる社会を実現するため、年齢や性別、障害の有無、国籍、文化の違いなどにかかわらず、誰もがいつまでも主体的に地域や社会で活躍できる社会づくりを行う、などの取り組み方針が示されています。それはまさに、人権尊重の理念に基づく共に生きる社会の創造を目指しているものです。

その意味で、県民すべてが、人権尊重の理念について理解を深め、人権の尊重を基本とする社会づくりを進めること、さらに、それを次代へと継承していくことは、県及び県民が果たすべき極めて重要な責務です。

このため、人権尊重の理念に関して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながら共に生

きる「共生社会」の実現を目指します。

(2) 指針の性格

本指針は、人権の尊重される共に生きる社会づくりに向けて、県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかわる施策の総合的な推進について基本的な方向を示す指針としての性格を持つものです。

県の施策の推進に当たっては、市町をはじめ県民、企業、団体等様々な主体の参画と協働の下に進めることが大切です。このため、市町は、県の施策と連携を図りながら主体的に必要な施策を展開するとともに、他の各主体にあっては、この指針の趣旨に沿った自主的な取り組みを期待するものです。

4 あらゆる場における教育及び啓発

人権は、概念としてだけではなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点からとらえ、自らのものとして意識し、日常の行動に結び付いていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていくものです。

このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、また、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが大切です。

県は、このような観点から、家庭、学校、地域、職場といった県民生活のあらゆる場において、県民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めるとともに、これらが相互に連携しそれぞれの役割を担いつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるための積極的な支援を行います。

(1) 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

なかでも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切です。

また、こうした家庭における子どもへの教育は、温かい家族関係のもとで、親子の絆を深め、親等が自ら模範を示していく中で進めていくことが大切です。

しかし、近年、都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などに伴い、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭の持つ教育力を高めていくための取り組みが必要です。

このため、こども家庭センターや幼稚園、保育所、認定こども園、子育て学習センターのほか市町保健センター等における子育てに関する相談・支援体制の充実や子育てに関する学習の支援をはじめ、親自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援を行うとともに、親と子の体験学習の促進等温かい親子関係を育み、親子が共に学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。また、家庭においては、男女が、それぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であることから、男女共同参画センター等における啓発活動を通じ、これまで家庭へのかかわりが希薄だった男性の家事、育児、介護への積極的な参加を促します。

さらに、啓発資料や広報等により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

(2) 学校等

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。

学校教育においては、いじめが深刻な問題となっており、近年ではインターネット上のいじめが増加するなど、そのかたちも複雑・多様化しています。このような状況の中、その学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に、子どもの発達段階に十分配慮しつつ、家庭や地域社会と連携し、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行うことが大切です。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、乳幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努めることが大切です。

小学校、中学校及び高等学校等においては、子ども一人ひとりが、生命を大切にすする心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。また、身近な生活にも結び付けながら、人権にかかわる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことが大切です。

このため、保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心などを育てるとともに、乳幼児の人権に十分配慮した保育を行います。

公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校においては、県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」にのっとり、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を子どもの発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置付けるとともに、自然や地域での体験学習、高齢者や障害者、外国人等との交流活動等を取り入れるなど、体験を通して、子どもが相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができる教育を進めます。さらに、教職員の人権尊重の意識を高め人権感覚を養うことなどにより、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性のかん養を図るとともに、社会のあらゆる分野で必要とされる人権感覚を確立するため、自治の精神にも十分配慮しつつ、学生や教職員の人権尊重の理念についての理解を更に深めるよう努めます。

また、独自の教育方針にのっとり特色ある教育を展開する私立学校及び私立専修学校・各種学校については、同様の趣旨に沿った教育及び啓発を奨励します。

(3) 地域

地域は、県民が、日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題などについて理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。また近年では、少子高齢化、核家族化、過疎化などの地域課題に対応するため、人と人のつながりやコミュニティの再生に向けた様々な取り組みが展開されており、それらの活動を通じて「共生の心」を培う場としても期待されます。

このことから、地域においては、公民館等における社会教育活動や隣保館における学習・交流活動、大学等における公開講座、行政主催のセミナー等の開催をはじめ、青少年団体、子ども会、自治会、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO、NGO等、多様な主体による学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動、文化活動、スポーツ活動や、共生の心を培う人権意識の高揚を図るための自主的な取り組みが活発に行われることが大切です。

このため、「人権教育基本方針」を基本として、人権教育を生涯学習体系に位置付け、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど県民の自主的な学習活動を行います。

また、人権感覚等は、主として地域における日常の付き合いや地域活動の中で個人が自然に会得していくものであることから、地域の教育力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動が活発な展開を図れるよう、教育及び啓発リーダーの育成や交流の促進等のために市町等が実施する事業への支援を行います。

さらに、まちの子育てひろばや子どもの冒険ひろばの運営による子育て応援や、介護予防の推進や認知症カフェによる高齢者を支える取り組みなど、住民や様々な主体による地域づくりの実践活動を支援していきます。

(4) 職場（企業等の事業所）

多様な人たちにより構成される企業等の事業所においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには職場での悪質なじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、性別や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による人権問題が起こることが懸念されます。また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや長時間労働による過労死などの発生が社会問題となっているほか、女性や障害者等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備についても十分であるとはいえない状況です。さらには、企業も社会を構成する一員であり、地球環境や人

権に配慮した行動を行うべきであるとする「企業の社会的責任」という考え方が広まっています。

このため、企業等の事業所においては、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、法令遵守のもと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保、さらにはハラスメント防止の取り組みなどについて、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

さらに、企業等の事業所には、事業所内の研修だけでなく、イベントへの協賛などをはじめ、地域における社会貢献活動としての積極的な人権啓発活動への参加、障害者や学生等の就業体験の受け入れなどが期待されます。

県は、こうした企業等の事業所内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進するため、啓発資料の配布をはじめ、経営者・人事労務担当者等に対する研修などを、ひょうご仕事と生活センター等において積極的に実施するとともに、事業所内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供等の支援を行います。

(5) 広域的な教育及び啓発活動

県は、これら家庭、学校、地域、職場のそれぞれに対応した教育及び啓発にかかわる施策を進めるとともに、市町の取り組みへの支援も含め、広域的な観点に立った啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

このため、人権にかかわるイベントや講演会の開催、啓発冊子やポスターの作成・配布など広域的な啓発活動をはじめ、研修等による市町職員等の人材の育成、人権にかかわる広域的・専門的な情報の収集と提供、学習・研修教材の作成、広域的・専門的な内容をテーマとする調査・研究などについて、県の主管課をはじめ、男女共同参画センターや女性家庭センター、こども家庭センター、兵庫県人権啓発協会、その他人権関係機関等による多様な教育及び啓発活動を積極的に展開します。

また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のマスメディアと連携を図りつつ、これらの広報媒体を活用した広域的な啓発を積極的に推進します。

5 県職員等への啓発

人権尊重の理念に根ざした県政を推進するため、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務、あるいは直接県民と接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が、人権尊重の理念について理解し業務に当たり、常に人権尊重の視点から自ら担当する事務・事業等について見直していくことが大切です。

このため、県では、以下の取り組みを積極的に進め、職員等の人権意識の高揚を図るとともに、施策への反映に努めます。

(1) 全庁的な職員研修の充実

すべての職員について、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充

実に努めるとともに、直接県民と接する業務や人権問題にかかわりのある業務を所掌する部局をはじめ、すべての部局において、施策・事業ごとに人権尊重の視点に立った課題の整理と周知を図るとともに、それら課題の解決に向けた取り組みを推進するため、今日的課題に即した研修や教材を活用した全庁的な職場での啓発・研修の充実に努めます。

(2) 特定職業従事者に対する研修の充実

以下に掲げる特に人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する研修の充実に努めます。また、私立学校、私立専修学校・各種学校や民間の医療施設、福祉施設、医療・保健・福祉関係者の養成機関等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

① 教職員

教職員は、学校におけるあらゆる教育活動を通じて、児童生徒等の人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。このため、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上のため、いじめ、児童虐待、インターネットによる人権侵害、障害のある子どもへの教育的支援や性同一性障害等、性別に起因する困難な状況におかれている児童生徒への理解促進等、今日的な人権課題を取り上げるなど研修の充実に努めます。

また、家庭や地域社会との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割を果たせるよう、教職員の資質の向上に努めるとともに、体罰や威圧的な言動に頼る指導はいかなる場合においてもあってはならないとの認識でその根絶を目指します。

② 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護する立場にあり、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有していることから、その職務の遂行に当たっては、犯罪被害などの県民からの様々な相談に対して適切に対応するとともに、個人の権利及び自由の干渉にわたるなどその権限を濫用することのないよう、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

③ 消防職員

消防職員は、火災をはじめとする各種災害等から県民の生命、身体、財産を守ることを職務としており、人権に配慮した行動が求められることから、消防学校や職場等において、人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

④ 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシーに配慮した対応が求められます。また、臓器移植や医療過誤等に対しても医療機関における適切な対応

が求められています。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めます。

⑤ 福祉関係者

福祉事務所等の専門職員、社会福祉協議会や福祉施設の職員をはじめ、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、その他福祉関係業務の従事者は、高齢者や障害者等の介護や相談等の業務に携わっており、人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシーへの配慮という点においても、高い人権意識が必要です。

また、高齢者の単身世帯や認知症高齢者の増加、障害者の地域移行が進む中、誰もが地域で安心して暮らしていくことができるよう、権利擁護の取り組みの強化が求められています。このため、これら関係者の人権意識を高めるための研修の充実に努めます。

6 身近な人権課題

人権尊重の理念に関する理解を深めるためには、法の下での平等や一人ひとりの人権を個人として尊重するという普遍的な視点と、人権問題を現実社会の中で具体的な問題としてとらえ、身近な課題に積極的に取り組んで解決していこうとする視点とのアプローチが大切です。理念の理解を常に現実の問題に結び付けなければなりません。その意味で、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においても個別の人権課題として挙げられている、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等の人権課題について、各課題ごとの施策にかかわる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取り組みや今後の方針等を踏まえつつ、以下のように教育及び啓発を進めます。

(1) 女性

憲法には、両性の平等がうたわれており、その実現に向け、「女子差別撤廃条約」（昭和54年（1979年）国連採択、昭和60年（1985年）日本批准）等を契機として、「男女共同参画社会基本法」（平成11年（1999年）6月）をはじめ「男女雇用機会均等法」（昭和61年（1986年）4月、平成11年（1999年）4月改正）や「女性活躍推進法（平成27年（2015年）8月）」などの法律の整備等により、女性を取り巻く環境の整備が進んできました。

しかし、日本の現状は、職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や能力発揮のための環境整備が十分ではないほか、女性の家事、育児、介護における負担が重く、また今日、非正規雇用労働者の割合が女性雇用者の半数を占めるなど、様々な面で男女共同参画が諸外国と比較しても不十分な状況にあります。さらに、性犯罪、売買春、夫・パートナー等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する人権侵害も問題となっています。

これらの背景には、男女の役割を固定的にとらえる意識等が依然として根強く社会

に残っていることがあり、様々な場面で女性が不利益を受ける原因にもなっています。男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、ともにいきいきと生活できる社会を目指していくため、こうした意識の解消を図っていく必要があります。

このため、本県では「男女共同参画社会づくり条例」（平成14年3月）を制定し、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指した施策を推進してきました。

今後も、「兵庫県男女共同参画計画」に基づき、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会を目指して、県民、地域団体、NPO、NGO、企業、行政等の参画と協働により、女性の能力発揮の促進と環境整備に向けた取り組みを推進するとともに、学校教育においても、すべての教職員が男女共同参画の理念を十分に認識し、学校の教育活動全体を通じて、生命や個性の尊重を基盤とする男女の平等を推進する教育等の充実を図ります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスについては、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（平成26年4月）に基づき、女性家庭センターや男女共同参画センターをはじめとした関係機関の連携を強化するなど支援体制の充実に努めるほか、その防止に向けた意識啓発等を行います。

(2) 子ども

近年、大量の物や情報が氾濫する一方で、少子化や核家族化、地域社会の関係の希薄化、高度情報化やグローバル化の進展、個人主義的な考えや学歴偏重の社会風潮などにより、子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化は著しいものがあります。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、少年非行の低年齢化、児童ポルノの氾濫などの性の商品化、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）や掲示板を介したインターネット上のいじめ、貧困問題など、子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

こうした子どもの人権問題の背景には、家庭、社会環境などの変化という要因のほか、大人が、子どもを未成熟な存在として支配的な意識を持ったり保護や教育の対象としてのみとらえたりすることや、また、そのことによって子どもの自律心や社会性の欠如を招いていることも要因として存在していると考えられます。

こうした中、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めている「児童の権利に関する条約」（平成元年(1989年)11月国連採択、平成6年(1994年)5月日本批准）や「児童買春・児童ポルノ禁止法」（平成11年(1999年)5月）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年(2000年)5月）などの法的整備が進められてきました。

本県では、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」（平成27年3月）に基づき、子育てや児童の虐待、子どもの非行等に関して、こども家庭センターやひょうごっ子悩み相談センターを中心とする相談や支援機能の充実に努めるとともに、家庭、学校、

地域、関係団体等の相互の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものための学習支援、生活支援などの施策を展開するなど、子ども・子育て支援新制度に沿った総合的な対応を行うとともに、学校でのいじめについては、「いじめ防止対策推進法」（平成25年(2013年)9月)を踏まえた「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成26年3月)に基づき、県民総がかりでいじめに対峙するとともに、教職員の資質能力の向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力して問題克服のための取り組みを進めます。

さらに、児童の虐待問題については、関係機関及び民間団体による連携した支援体制の充実に努めるとともに、社会全体の関心と理解を深めるため、県・市町・関係団体が協働し、その防止に向けた意識啓発等を行います。

(3) 高齢者

日本では、全人口に占める高齢者人口の割合が21%を越える超高齢社会を迎えており、高齢者が社会の重要な構成員として家族や社会の中で、健やかで充実した生活を過ごすことができるよう、国民の意識や社会のシステムを改革する様々な取り組みが行われています。

高齢者については、働きたいという意志や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が奪われるなど、社会参加し自己実現を図る権利が十分に保障されていないことがあります。また、心身上の機能の衰え等から介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視された扱いをされたり、ややもすれば虐待や遺棄、財産侵害を被るなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定されるケースが見られるなどの問題が生じています。

本県では、超高齢社会に対応して、「少子高齢社会福祉ビジョン～新たな豊かさの創造～」(平成24年3月)や、「老人福祉計画(介護保険事業支援計画)」(平成27年3月)等により、施設整備や在宅サービスの充実など介護サービス基盤の強化、生きがい・健康づくり対策、高齢者等にやさしい住まいやまちづくりなど高齢者の総合的な福祉の増進に努めてきました。また、地域総合支援センター(地域包括支援センター)を設置し、総合相談・支援や介護予防マネジメントを行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年(2005年)11月)の趣旨を踏まえ、高齢者の権利擁護や虐待防止に努めています。さらに、認知症相談センターにおいて、認知症に対する相談を行うなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし施策を推進します。

また、元気高齢者が社会の一翼を担う社会の実現に向け、長年培った知識、経験、技能等が正しく評価され活躍できる機会が増え、高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられるよう、マスメディアの活用も図りながら研修の実施に努めるなど、県民各層における認識を高めていくとともに、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会の確保が図られるよう進めていきます。

さらに、学校教育においても、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会における介護・福祉などの課題に対する理解を深める教育を推進するほか、高齢者自らも社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、高齢者の学習機会の充実や意識啓発にも努めます。

(4) 障害者

障害者が地域社会の中で暮らしていく上で様々な障壁があります。すなわち、道路の段差や階段、駅舎エレベータの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」、点字図書が不足していることなどの「文化・情報面の障壁」などであり、これらを総括して「社会的障壁」と呼んでいます。今日では、これらの障壁に加え、障害者に対する企業や施設内等での虐待や暴行、さらには、財産侵害などの人権問題が生じています。

本県では、従来の障害者施策の基本的考え方である「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」を踏まえ、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもが、同じ地域社会のなかで生活するものとして主体的に生き、社会の支えになる「ユニバーサル社会」を構築するべく、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（平成17年4月）を策定するとともに、幅広い分野の障害者施策について、「ひょうご障害者福祉計画～自分で決める 自分の生き方 みんなでつなぐ 共生の社会～」(平成27年3月)に基づき、障害者の生活基盤づくりをはじめ、教育・社会参加、しごと支援、くらし支援、安全安心のための諸施策を展開し、だれもが使いやすいものづくり、サービスの提供、情報発信を推進するとともに、一人ひとりの状況や能力に応じた多様な働き方の推進や障害者雇用の拡大、障害者を支える人材育成等を行います。

学校教育においても、「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成26年3月）に基づき、自立と社会参加の促進に取り組むとともに、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通じて豊かな人間性と多様性を尊重する心を育み、相互理解を促進します。

今後とも、「障害者の権利に関する条約」（平成18年(2006年)12月国連採択、平成26年(2014年)1月日本批准）や「障害者差別解消法」（平成25年(2013年)6月公布）の趣旨を踏まえ、障害のある人が合理的な配慮を受け、社会に包摂されて暮らするとともに、県民全てが障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現を目指し、教育及び啓発に努めます。

(5) 同和問題

同和对策審議会答申（昭和40年8月）では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

こうした同和問題の解決に向けて、これまで、三度にわたり制定された特別法に基づき特別対策が実施され、その結果、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在してい

た較差が大きく改善されたことから、平成14年3月をもって特別法に基づく対策は終了しましたが、今なお残る差別意識の解消に向けた教育及び啓発は着実に推進されてきています。

今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正などであるとされています。

本県においては、同和問題の解決に向けた取り組みを戦後早くから県政の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、昭和46年からは「差別をなくそう県民運動」を実施するなど人権意識の高揚を図るための教育及び啓発にも努めてきました。この結果、同和地区における生活環境等の基盤整備についてはおおむね完了し、較差は大きく改善されてきています。また、同和問題についての県民の理解と認識は着実に定着しつつありますが、人々の差別意識については、結婚問題、就職問題等を中心に課題も残っているほか、インターネットを悪用して差別を助長する行為など、新たな問題も発生しています。

今後は、こうした差別意識の解消を図るため、これまでの人権教育及び啓発の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育及び啓発として発展的に再構築し、学習教材や研修手法、啓発手法などに工夫を凝らしつつ、学校における取り組みをはじめ、地域、職域などでの様々な機会をとらえた人権教育及び啓発に取り組んでいきます。

その際、同和問題は今もなお意識面を中心に残る、県民一人ひとりが自ら解決すべき身近な課題としてとらえられるよう、この問題の固有の経緯を踏まえ、具体的な課題に即して、現状の正しい理解と認識を深める教育及び啓発を進めていくことが大切です。また、行政の主体的な取り組みにより、県民の信頼を高めていくとともに、えせ同和行為の排除や自由な意見交換のできる環境づくりを進めていくことが大切です。

(6) 外国人

国際化の進展に伴い、多数の外国人県民が生活する中で、阪神・淡路大震災の被災直後にみられたように、国籍を越えて助け合い、共に生きることの大切さは県民の誰もが認識したところですが、日常生活においては、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、労働や住宅、教育などの分野において、外国人県民が、差別的な待遇を受けたり、様々な不便を強いられるなどの問題が依然として生じています。

また、従来から国内に生活の本拠を有する在日韓国・朝鮮人等の永住者については、日本人県民との生活・文化、スポーツの交流などを通して相互理解が深まりつつありますが、歴史的経緯から差別意識は依然として残っており、いわゆる「ヘイトスピーチ」などの新たな問題も生じています。

外国人県民に対する理解やその人権の尊重に関する理解を深めていくためには、日常生活の中で異なる歴史や文化、生活習慣、価値観などの多様性を受け入れ、互いに尊重する気持ちを育み、共に生きる環境づくりを進め、日本人県民の「こころの国際

化」を図ることが大切です。

このため、本県では、全ての兵庫県民が豊かで暮らしやすい国際性豊かな共生社会の実現を推進するために、外国人県民に関わる諸課題について、行政と外国人県民等が協議する「兵庫県外国人県民共生会議」での意見を反映させるなど、外国人県民の人権尊重を基本に据えた諸施策を実施しています。また、県教育委員会において「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（平成12年8月）の策定や、子ども多文化共生センターの設置により、外国人の子どもの自己実現を支援するとともに、国籍や民族等の「違い」を認め合い豊かに共生する、人権尊重を基盤とした多文化共生社会の実現を目指す教育を推進します。

今後も、啓発パンフレットの作成配布や異文化理解の学習、各種の交流事業やイベントの開催等を通じて、異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観、外国人県民が抱える課題等への理解を深めるなど、日本人県民の国際感覚の醸成に努めるとともに、グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働し、交流していくために必要な力を培う教育及び啓発についても推進します。

また、いわゆる「ヘイトスピーチ」については、法令等による規制の動きや、県内の状況を踏まえながら関係機関とともに適切な対応に努めます。

(7) 難病患者、HIV感染者等

難病は、原因不明で治療法が確立されていない、慢性的経過をたどる疾患です。そのため、患者・家族にかかる経済的、身体的、精神的な負担が大きいほか、それぞれの疾患に関する情報の不足や無理解からの差別や偏見が見受けられます。

また、エイズについては、これまで正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、今なお感染を理由とした解雇や医療機関での診療拒否など、誤った知識や理解不足により患者・感染者が差別を受ける事例が生じています。

そして、ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまで、国立ハンセン病療養所に一律に隔離され、患者やその家族は多大な精神的苦痛を強いられてきました。

難病は症状や程度に個人差が大きくみられますが、多くの方が治療を継続し、体調管理に配慮することで社会生活を送っておられます。また、エイズについては、感染力が弱く日常生活では感染しないことや、発病を遅らせる治療薬が開発されています。また、ハンセン病も感染力が弱く発病は極めてまれで、容易に治癒する病気となっています。

そのため、患者等に対する偏見や差別をなくすには、これらの疾患に対する正しい知識を広めるとともに、患者等の方々の多くは、普通の社会生活を営みながら就労を継続することも可能であり、かつ、その権利を有していることなどについて、幅広く理解を深めていくことが大切です。

本県でも、世界エイズデー、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心として、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、学校教育においても、発達段階に応じて正

しい知識を身につけることにより、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めています。

今後も、ポスターやビデオによる広報、街頭啓発や講演会をはじめ、あらゆる機会を活用した幅広い教育及び啓発を推進します。

(8) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件による生命や健康、財産を奪われるなどの被害（一次的被害）に加え、再被害の不安や捜査・公判過程での精神的負担や経済的負担、さらには一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な生活の侵害（二次的被害）などの人権問題が生じています。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図ることを目的として、「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」（平成17年（2005年）12月）が策定され、それらに基づき、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉や生活への配慮の重要性について理解を深めることを目的とした活動が展開されています。

本県では、「地域安全まちづくり条例」（平成18年4月）に犯罪被害者等に対する支援を盛り込み、被害者支援センターなどの関係機関や民間団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の支援を行うとともに、学校教育においても、誰もが犯罪被害者等になる可能性を認識させ、自らの問題として考えさせる取り組みを推進するなど、教育や啓発に努めます。

(9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。このうち兵庫県関係者は2名であり、他にも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

また、平成23年4月には「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題等の解決に向けた、幅広い国民各層及び国際社会の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布や各種の広報活動が展開されています。

本県では、拉致問題の真相解明及び解決に向けて、県民の関心と認識を深めるため、

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせた広報事業などを実施するとともに、幅広い県民が協力し拉致被害者の生存と救出を願う「ブルーリボン運動」や署名活動などを進めるほか、学校教育においても、発達段階に応じて拉致問題に対する理解を深めるなど、教育や啓発に努めます。

(10) インターネットによる人権侵害

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、社会経済活動や日常生活に必要なものになっています。

その反面、匿名性に対する誤った認識や、どのような情報でも簡単かつ気軽に入手し発信できることから、インターネット上で他人を誹謗中傷する行為や、子ども同士によるいわゆるネットいじめが発生しているほか、同和地区とされる地域の地名、画像や差別を助長する表現が掲載されたり、個人の実名や写真などの個人情報流出し回収が不可能になるなど、人権に関する様々な問題が発生しています。さらに、スマートフォンの急速な普及やソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）の利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例も多発しています。

これらを防ぐためには、インターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動や学校教育の充実に努める必要があります。

このため、本県では、「青少年愛護条例」の改正（平成21年）により、18歳未満の青少年の携帯電話契約時にフィルタリングを義務付け（保護者からの申し出がある場合を除く）ているほか、学校教育においても、ネット上の誹謗中傷・いじめ、不適切な投稿など、ネットトラブル等を防止するため、関係機関と連携して情報モラルの指導を徹底するとともに、スマートフォンやSNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくりなど、情報社会を生きるうえでの子どもの自主的・主体的な取り組みを推進していきます。

また、悪質な人権侵犯事案に対しては、法務局と連携してプロバイダー等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めます。

(11) 様々な人権課題

このほか、刑を終えて出所した人たちの問題をはじめ、ホームレスの人たち、被災された人たち、アイヌの人々など、様々な人権にかかる課題があります。また、性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々など、新たに取り組むべき課題も生じており、これらの解決を図るための教育及び啓発を進める必要があります。

7 指針の総合的・効果的な推進

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等といった具体的な人権課題にかかわる施策だけでなく、県の施策全般を通じて行われることが大切であり、また、そのため、すべての県職員が高

い人権意識を持って行動していく必要があります。

このため、指針に基づく施策の推進に当たっては、「21世紀兵庫長期ビジョン」の基本姿勢である参画と協働を基本として、全庁的な体制により各部局が相互に連絡・調整し、総合的な対応を図るとともに、この指針が幅広く県民の理解と支持を得るため、学識者等から専門的な意見等を取り入れつつ、県民の立場からの意見を反映させていきます。さらに、より総合的・効果的な人権啓発の推進を図るため、兵庫県人権啓発協会をはじめ、県内の人権にかかわる機関等とのネットワークを強化するとともに、人権尊重の理念のより広範な普及を目指し、NPOやNGO、民間団体との連携を進めていきます。

(1) 「兵庫県人権施策推進会議」による施策の総合的な推進

各部局においては、この指針の趣旨に沿って、人権尊重の視点から個々の施策を展開するとともに、各部長等で構成する「兵庫県人権施策推進会議」において各施策のフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。

(2) 「兵庫県人権擁護推進懇話会」での意見聴取など施策への反映

学識者等で構成する「兵庫県人権擁護推進懇話会」において、専門的見地、県民の立場からの意見を聴き、積極的に施策に反映させます。

(3) (公財) 兵庫県人権啓発協会の機能の充実

兵庫県人権啓発協会を人権啓発推進の中核として位置付け、様々な人権課題についての啓発、研修をはじめ、研究や情報提供、相談等の事業を一層充実するとともに、関係機関との連携を強化するなど人権啓発センターとしての機能の充実強化を図ります。

(4) 人権関係機関のネットワークの構築

県の主管課をはじめ、男女共同参画センター、女性家庭センター、こども家庭センター等の県の関係機関、神戸地方法務局等の国の関係機関、市町、さらには兵庫県人権啓発協会、兵庫県国際交流協会、兵庫県人権教育研究協議会、地域総合支援センター、兵庫県人権擁護委員連合会、兵庫県弁護士会、兵庫県保護司会連合会等の人権関係団体のネットワークを構築し、情報の共有化、イベントの共同開催、啓発事業の共同実施、人材・施設の相互活用等を図ることにより、啓発、研修、研究、相談等の効果的、効率的な推進を図ります。

(5) 県民意見等の反映

県民参加のフォーラム等における県民の直接的な意見をはじめ、人権擁護にかかわる団体等の多様な意見を幅広く聴き、施策の推進等に反映させます。

(6) 県民のボランティア活動の促進

NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、県民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のためのボランティア活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全県的な広がりを図っていきます。